

衆議院法務委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月29日（金）、第13回の委員会が開かれました。

- 1 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）
 - ・森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・藤野保史君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新、井出庸生君（無） 反対－共産）
 - ・越智隆雄君外3名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、稲富修二君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新、井出庸生君（無） 反対－共産）
（質疑者）和田義明君（自民）、浜地雅一君（公明）、串田誠一君（維新）、櫻井周君（立国社）、松平浩一君（立国社）、藤野保史君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

和田義明君（自民）

- （1） 外国法事務弁護士制度の概要
- （2） 国際仲裁事件
 - ア 国際仲裁による紛争解決の利点及び我が国における国際仲裁の活性化の必要性
 - イ 本法案により拡大される外国法事務弁護士等が代理できる国際仲裁事件の範囲の内容
 - ウ 本法案により拡大される外国法事務弁護士等が代理できる国際仲裁事件の範囲と国際基準における範囲の比較
 - エ 本法案が規定する国際仲裁事件の定義における「その他これと同等のものとして法務省令で定める者」の具体的内容
- （3） 我が国の法令の外国語訳の迅速な公開への取組方針
- （4） 国際調停による紛争解決の仲裁との比較による利点
- （5） 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設の趣旨及び同制度が国際仲裁の活性化に与える効果
- （6） 法曹志願者の減少に対する法務省の取組

浜地雅一君（公明）

- （1） 国際仲裁及び国際調停
 - ア 国際仲裁及び国際調停による紛争解決の利点及び両者の国外での執行力
 - イ 国際調停事件の手続の代理を外国法事務弁護士に認める改正を行う理由
- （2） 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度
 - ア これまで弁護士と外国法事務弁護士が社員となる法人制度の創設が認められなかった理由
 - イ 同制度の創設を認める実務上の必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 同制度の創設による外国法事務弁護士の権限外法律事務への不当関与等の懸念に対する本法案における規定
 - エ 上記ウの不当関与に対する懲戒
- （3） 外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和の趣旨

串田誠一君（維新）

- (1) 親による子の連れ去り
 - ア 家庭裁判所の調停等において決められる子との面会交流の平均回数
 - イ 家庭裁判所の調停等において面会交流の頻度が月1回と定められる場合が最も多いことの理由についての法務大臣の認識
 - ウ 子を連れ去られた側の代理人として子を返してもらえた経験等についての弁護士でもある法務大臣政務官の認識
 - エ 面会交流の頻度が月1回と定められることが最も多いことは離婚後の子の共同養育とは言いがたいことを認めるべきとの意見に対する法務大臣の所見
- (2) 児童虐待の有無を児童相談所ではなく第三者が検証する制度の必要性についての法務大臣の所見

櫻井周君（立国社）

- (1) 内閣総理大臣主催の「桜を見る会」
 - ア 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していたことについての法務大臣の見解及び今後の取組方針
 - イ 法務省が内閣官房及び内閣府に反社会的勢力の参加について注意喚起を行う必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 反社会的勢力が政府主催の行事に参加しないように取り組むべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 国際仲裁の活性化
 - ア 国際仲裁の活性化を含めた我が国の国際リーガルサービスの国際競争力を高める取組についての法務大臣の見解
 - イ 韓国における国際仲裁の活性化の取組
 - ウ 日本企業が仲裁地として香港やシンガポールなどの外国ではなく我が国を選択するためのニーズの把握状況
 - エ 既に海外で国際仲裁を行っているような大企業が我が国で国際仲裁を行うために必要な取組
 - オ 交渉力のある会社による我が国での国際仲裁の積極的な活用を促すために法務大臣がリーダーシップを発揮する必要性
- (3) 我が国の法令の外国語訳の迅速化に向けた今後の取組
- (4) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度
 - ア 外国法事務弁護士による技術情報等の漏洩の懸念への対応策
 - イ 外国法事務弁護士の職務内容や弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度についての中小企業に対する啓発活動の必要性
 - ウ 我が国の最先端の技術情報等を守るために知的財産分野における損害賠償制度を抜本的に見直す必要性
- (5) 司法試験制度
 - ア 法科大学院の修了を司法試験の受験要件としないことを検討すべきとの考えに対する法務省の見解
 - イ 試験のみで選抜を行う旧司法試験制度の方が国際競争力を有する等の多様な人材を確保できるとの考えに対する法務大臣の見解

松平浩一君（立国社）

- (1) 国際仲裁

- ア 我が国における国際仲裁を活性化させることの利点
- イ 国際仲裁事件の定義を「UNCITRAL国際商事仲裁モデル法」と同程度まで拡大する必要性
- ウ 我が国における国際仲裁の活性化のための国際仲裁事件の定義の更なる拡大に向けての法務大臣の決意
- エ 海外の著名な国際仲裁機関との連携の必要性
- オ 海外の著名な仲裁人の招へいに向けた環境整備の必要性
- (2) 外国法事務弁護士となるための職務経験要件
 - ア 職務経験要件が設けられている趣旨
 - イ 我が国における国際リーガルサービスの充実や国際的人材の育成のために、職務経験要件を撤廃すべきとの考えに対する法務大臣政務官の見解
- (3) 国際調停
 - ア 主要国及び我が国における取扱件数
 - イ 「国際調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール条約)の内容
 - ウ シンガポール条約に署名する必要性に対する法務大臣政務官の見解
 - エ シンガポール条約に署名する前に検討を要する「国内法制との整合性」の具体的内容
 - オ 国際仲裁と比べて発展途上である国際調停の分野で我が国が世界をリードしていくことについての法務大臣の所見

藤野保史君（共産）

- (1) 平成8年5月31日の衆議院法務委員会における外国弁護士制度についての答弁は現在も変わらないことの確認
- (2) 外国弁護士数、外国法事務弁護士数及び外国法事務弁護士法人数の推移
- (3) これまでの外国法事務弁護士制度に係る規制緩和にもかかわらず、外国法事務弁護士数及び外国法事務弁護士法人数が期待されているほど増えていない理由
- (4) 平成26年改正で、弁護士と外国法事務弁護士を社員とする法人（いわゆるB法人）を設立可能とする規定が盛り込まれなかった理由
- (5) 平成26年改正でB法人を設立可能とする規定が見送られる要因となった外国法事務弁護士による不当関与に対する懸念が今回払しょくされたとする理由
- (6) 米国通商代表（US TR）外国貿易障壁報告書における外国法事務弁護士制度に関する記載内容
- (7) 欧州ビジネス協会報告書における外国法事務弁護士制度に関する記載内容
- (8) 外国法共同事業をしている上位3つの海外ローファーム
- (9) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設及び外国法事務弁護士となるための職務要件の緩和に関する立法事実の有無についての法務大臣の見解